

各がん検診などの市発行の券について

個人通知する 対象者・受診券


下記対象者以外の方は、受診券の個人通知はありません。

集団検診・個別検診の自己負担金を確認のうえ、各検診を受診してください。

対象となる人は、届いた案内文や注意事項をよくお読みになって、健康管理にお役立てください。

下記の券を必ずご持参の上、個別検診または集団検診にて受診してください。

⇒無料となる券については、検診当日に提示が必要です。

対象者	送付されるもの	通知時期
亀山市国民健康保険に加入している人 (令和4年4月20日時点)	がん検診受診券 (自己負担金の欄を確認してください)	 オレンジ色の封筒 5月中旬
過去2年間に市のがん検診の受診歴がある人		
無料 令和4年度に62歳になる人 (昭和35年4月2日～昭和36年4月1日生まれの人)		
無料 子宮頸がん検診無料クーポン対象者 令和4年度に21歳になる人 (平成13年4月2日～平成14年4月1日生まれの人)	がん検診無料クーポン券 がん検診手帳	5月中旬 (圧着ハガキ)
無料 肝炎ウイルス検診無料対象の人 ※過去に市の肝炎ウイルス検診を受けたことのある人は対象となりません。	肝炎ウイルス検診無料券	
40歳：昭和57年4月2日～昭和58年4月1日生まれの人 45歳：昭和52年4月2日～昭和53年4月1日生まれの人 50歳：昭和47年4月2日～昭和48年4月1日生まれの人 55歳：昭和42年4月2日～昭和43年4月1日生まれの人 60歳：昭和37年4月2日～昭和38年4月1日生まれの人 65歳：昭和32年4月2日～昭和33年4月1日生まれの人		
無料 生活保護世帯の人	検診無料対象者券	福祉総務 グループより 通知

申請が必要です！

市民税県民税非課税世帯の人について

市民税県民税非課税世帯（令和4年度）の人は、検診の自己負担金が無料となる「**検診無料対象者券**」を発行いたします。以下の手続きが必要となりますので、受診日までに余裕を持って手続きしてください。

<手続き> ①対象者確認のための同意書を提出してください

※ 世帯全員の署名が必要です。署名しない場合は記名押印してください。

※ 申請場所：亀山市総合保健福祉センターあいあい健康政策課 健康づくりグループ
 (電話：84-3316)

②同意書をもって対象者確認を行います

※ 対象者確認には数日かかります。

③対象者確認した結果をご連絡します

※ 対象者と確認できましたら「検診無料対象者券」を発行します。

<注意事項> ①～③の手続きには約1～2週間かかります。

・検診受診後の自己負担金の払戻しはできませんので、余裕を持って手続きを行ってください。

・令和4年1月1日時点で亀山市に住居登録されている人が対象となります。

・前年中（令和3年1月1日～12月31日）に所得がない人で、**市民税・県民税申告書を提出していない場合は申告が必要です。**市役所1階 税務課市民税グループへ印鑑・身分証を持参し申告してください。